

令和8年度 鹿児島赤十字病院奨学生募集要項

1. 募集人員

1名

鹿児島赤十字病院奨学生には、鹿児島赤十字病院奨学金貸与規程に基づき、看護大学生奨学金として奨学金を貸与いたします。

2. 奨学金貸与期間

4年

3. 募集条件

- (1)鹿児島県内の高等学校を卒業し、令和8年度に日本赤十字九州国際看護大学に入学した学生で卒業後、鹿児島赤十字病院に勤務する意志のある者。
- (2)心身共に健全で、将来赤十字看護師として社会に貢献できる積極的な意志のある者。

4. 奨学金

年額70万円(35万円×2回/年)

※4年間総額280万円

5. 募集期間及び手続き

(1) 募集期間

令和8年5月末日まで

大学への提出締切

5月7日(木)17時までに

(2) 提出書類

- ・鹿児島赤十字病院奨学金貸与申込書
- ・履歴書(写真付):「市販のもの(例:A3サイズ2つ折り)」
- ・学生証等の写し

6. 選考方法 面接

応募者(1年生)を対象に選考いたします。

7. 提出先(問い合わせ先)

提出書類は、下記へ郵送してください。

〒891-0133

鹿児島市平川町2545番地

鹿児島赤十字病院 総務企画課

電話 099-261-2111

令和 年 月 日

鹿児島赤十字病院奨学金貸与申込書

鹿児島赤十字病院
院長 砂原 伸彦 様

私は、貴院の奨学金制度について下記のとおり申し込みます。
なお、奨学金貸与については、面談の上決定されることを承諾します。

記

【申込者】

(ふりがな)
氏 名 _____ (印)

生年月日 _____ 年 月 日 (歳)

〒 _____
現 住 所 _____

電話 (自宅) _____ ()
(携帯) _____

大 学 名 日本赤十字九州国際看護大学 (在学1年生)

添付書類 ・履歴書(写真付):「市販のもの(例:A3サイズ2つ折り)」
・学生証等の写し

鹿児島赤十字病院奨学金貸与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、鹿児島赤十字病院長（以下「病院長」という。）が日本赤十字九州国際看護大学において看護師、保健師、助産師の資格取得を目指す看護学生の修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与し、優秀な看護学生の修学を支援するとともに赤十字事業に必要な人材の育成を図ることを目的とする。

(貸付対象)

第2条 本奨学金は、日本赤十字九州国際看護大学に入学した学生の内、奨学金の貸与を希望する者で、かつ卒業後、鹿児島赤十字病院に就業する意思がある者を貸付対象とする。

(奨学金貸与者の人数)

第3条 奨学金貸与者（以下「奨学生」という。）は、原則として毎年1名とする。

(奨学金貸与期間)

第4条 奨学金の貸与期間は、正規の修学期間（4年間）とする。ただし、休学、留年等がある場合、その期間中は奨学金を貸与しない。

(奨学金の貸与額等)

第5条 奨学金は、年額70万円とし、4月及び10月に35万円ずつ貸与するものとする。

第2章 奨学金の貸与の決定及び交付

(奨学金貸与申請)

第6条 奨学生になろうとする者は、奨学金貸与申請書（別紙第1号様式）及び返済計画書（別紙第2号様式）を病院長に提出して、奨学金の貸与申請をするものとする。但し、返済計画書に定める返済期間は、原則として卒業後4年以内とする。

- 貸与申請に際しては、連帯保証人2人を立てなければならない。
- 連帯保証人は、本規程及び貸与申請書並びに返済計画書に基づき奨学生が負う一切の金銭債務を連帯保証する。
- 第2項の連帯保証人は、独立の生計を営む身元確実な者とし、その1人は本人の親権者、父母又はこれに代わる者とする。
- 連帯保証人の死亡又は氏名、住所その他重要な事項に変更があったときは、その旨を直ちに病院長へ届け出なければならない。

(奨学金貸与の決定)

第7条 病院長は、前条の申請に基づき、審査の上奨学生、貸与金額を決定し、決定後は奨学金貸与決定を通知する。

(口座の指定)

第8条 奨学金の貸与が決定された奨学生は、奨学金の振込みのための本人名義の銀行口座を指定し、奨学金振込口座届（別紙第3号様式）により病院長に届け出をするものとする。

2 奨学生は、奨学金が指定の口座に振込まれたときは、その都度、速やかに奨学受領書（別紙第4号様式）を病院長あて提出するものとする。

なお、当該受領書が提出されないときは、次期の奨学金が送金されないことがある。

第3章 奨学金の返済及び返済免除

(奨学金の返済)

第9条 奨学生は、返済計画書に基づき、貸与した奨学金を全額返済しなければならない。ただし、病院長は、奨学生に特別な事情がある場合は返済期限を延長することができる。

2 返済計画の実行を期するため、具体的な返済の額及び方法等については、返済の義務が生じたときから1カ月以内に、病院長と奨学生が相互確認するものとする。

3 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、病院長は貸与を打ち切り又は停止するものとし、奨学生は既に貸与した奨学金を、返済計画書に基づき、全額返済しなければならない。但し、病院長と奨学生が別途協議のうえ合意したときは、返済計画書と異なる返済の時期及び方法を定めることができる。

(1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき。

(2) 自己の都合又は病気等により退学したとき。

(3) 学則の定めにより退学を命ぜられたとき。

(4) 学業途中において、奨学生として適性を欠き、又は就学成績が著しく不良等で奨学生としてふさわしくないと認められたとき。

4 奨学生が就学中に死亡した場合は、病院長は奨学金貸与を打切る。この場合には、既に貸与した奨学金の返済については、返済計画書に基づき、連帯保証人が返済する。但し、この場合、病院長と連帯保証人が別途協議のうえ、合意したときは、返済計画書と異なる返済の時期及び方法を定めることができる。

(奨学生の休学等の届出)

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当することが発生したときは、休学等届（別紙第5号様式）によりその旨を直ちに病院長に届けなければならない。

- (1) 休学、退学又は復学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 留年したとき。
- (4) 本人の氏名、その他重要な事項に変更があったとき。

(奨学金の利子)

第11条 奨学金の貸与に対し、利子は課さない。ただし、定められた返済が遅滞したときは、延滞利息を課すものとする。

2 延滞利率については、別に定める。

(返済の免除)

第12条 奨学生が卒業後、別に定める条件に該当した場合は、病院長は奨学金の一部又は全額の返済を免除することができる。

第4章 補則

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与について必要な事項は別に定める。

付則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島赤十字病院奨学金貸与規程は、令和7年度に入学する学生から適用し、同年度前に入学した学生においては、なお従前の例による。

年 月 日

奨学金貸与申請書

鹿児島赤十字病院

院長 ○○ ○○ 様

私は、鹿児島赤十字病院奨学金貸与規程の各条項を了解し、貴病院から奨学金の貸与を受けたいので、同規程第6条により連帯保証人連名の上、別紙返済計画書を添え次のとおり申請します。

(ふりがな)

申請者氏名 _____ ⑩

申請者生年月日 _____ 年 月 日 (歳)

申請者住所 _____

電話 (自宅・携帯) _____

連帯保証人 住所 _____

(ふりがな)

氏名 _____ ⑩

申請者との続柄 _____

電話 (自宅・携帯) _____

極度額 _____ 2,800,000円

連帯保証人 住所 _____

(ふりがな)

氏名 _____ ⑩

申請者との続柄 _____

電話 (自宅・携帯) _____

極度額 _____ 2,800,000円

年 月 日

奨学金振込口座届

鹿児島赤十字病院

院長 ○○ ○○ 様

奨学生氏名 _____ (印)

奨学生住所 _____

電話 (自宅・携帯) _____

鹿児島赤十字病院長から私に対する奨学金の振込み先については、次のとおりですので届け出ます。

奨学金振込口座	
ふりがな 金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合
ふりがな 支店名	(本店 ・ 支店 ・ 出張所)
店番号	
口座番号	
ふりがな 口座名義	

※1 口座名義は、奨学生本人名義に限ること

※2 届け出の際は、通帳の表紙コピーを添付すること

奨学金受領書

一金

円也

但し、 年度分として

上記のとおり、受領いたしました。

年 月 日

奨学生氏名

印

奨学生住所

電話 (自宅・携帯)

鹿児島赤十字病院

院長 ○○ ○○ 様

年 月 日

鹿児島赤十字病院

院長 ○○ ○○ 様

休学等届

鹿児島赤十字病院奨学金貸与規程第10条により、下記のとおり届け出ます。

記

1 奨学生氏名 _____ ⑩

2 奨学生住所 _____

電話 (自宅・携帯) _____

3 届出の内容

4 休学等年月日 年 月 日～

年 月 日 (予定)

鹿児島赤十字病院奨学金貸与規程細則

鹿児島赤十字病院長は、鹿児島赤十字病院奨学金貸与規程（以下「規程」という。）第13条に基づき、次のとおり必要事項について細則を定める。

（対象者の就労希望の確認）

第1 病院長は、労働基準法に定める就労者の就労先の選択権利を尊重する必要があることから、卒業見込時において、奨学生に対し鹿児島赤十字病院への就労希望の有無を確認する。

（延滞利息の利率）

第2 規程第11条第2項に定める延滞利息については、当該返還すべき日の翌日から返還日までの期間の日数に応じ、返還すべき額100円につき年14.5%の割合で計算した額を徴収する。

（奨学金の返済免除の要件と免除額）

第3 規程第12条に定める卒業後における返済免除は、卒業後直ちに、看護師、助産師、保健師の資格を取得し、鹿児島赤十字病院に一定期間以上就業した場合に適用するものとし、その要件と免除額は次のとおりとする。

但し、返済免除となる就業期間に、休職、産前・産後休暇、育児休業、介護休業を含まない。

- （1）4年間就業した場合若しくは4年未満であって就業中に死亡した場合は、貸与総額の全額
 - （2）3年以上4年未満就業した場合は、貸与総額の4分の3の額
 - （3）2年以上3年未満就業した場合は、貸与総額の4分の2の額
 - （4）1年以上2年未満就業した場合は、貸与総額の4分の1の額
 - （5）前各号の定めにかかわらず、4年の間に休職等就業できない状況に至った場合はその状況が真に止むを得ない事情と認められかつ継続就業の意思がある場合は、病院長と奨学生が真摯に協議し返済額及び返済方法等を決定することができる。
- 2 前項の適用を受ける場合は、対象者は就業が決定した後、別紙奨学金返済免除申請書（別紙様式）を病院長に提出する。病院長は、同申請を審査し、返済免除の諾否を対象者に通知する。

付則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

付則

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の細則は、令和7年度に入学する学生から適用し、同年度前に入学した学生においては、なお従前の例による。

年 月 日

奨学金返済免除申請書

鹿児島赤十字病院
院長 ○○ ○○ 様

私は、鹿児島赤十字病院奨学金貸与規程第12条及び同規程細則第3の第1項を了承しましたので、同規程細則第3の2項に基づき、次のとおり貸与された奨学金について返済の免除を申請します。

(ふりがな)

申請者氏名 _____ ①

申請者生年月日 _____ 年 月 日

(_____ 歳)

申請者住所 _____

電話（自宅・携帯） _____

借用総額 _____ 円

返済免除申請額 _____ 円

採用施設 _____ 住所 _____

施設名 _____